

医 第 1744 号 の 5
平成 30 年 2 月 28 日

新 潟 大 学 長 様
日本歯科大学新潟生命歯学部 長 様
新 潟 薬 科 大 学 長 様
長 岡 技 術 科 学 大 学 長 様
長 岡 工 業 高 等 専 門 学 校 長 様
新 潟 工 科 大 学 長 様
上 越 教 育 大 学 長 様
新 潟 県 立 看 護 大 学 長 様
新 潟 医 療 福 祉 大 学 長 様
新 潟 医 療 技 術 専 門 学 校 長 様

新潟県福祉保健部長
(公 印 省 略)

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第 16 条第 1 項に
規定する知事指定薬物の新規指定について (通知)

日頃、県の薬事行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
本日、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成 26 年新潟県条例第 88 号)
第 16 条第 1 項に規定する知事指定薬物として、新たに 5 物質を指定し、別紙の
とおり告示しましたので、御了知の上、学部 (学科) 関係者に周知願います。

担当：医務薬事課薬事指導係
山本
TEL：025-285-5511 (内 2557)
FAX：025-280-5641





新潟県

新潟県報

発 行 新 潟 県

号 外 1

平成30年2月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

186 知事指定薬物の指定(医務薬事課)

告 示

◎新潟県告示第186号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成30年2月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)イソブチルアミド(通称名: 4F-iBF、4-FIBF、4-Fluoroisobutyryl fentanyl)及びその塩類
- (2) N-(4-クロロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)イソブチルアミド(通称名: 4Cl-iBF、4-Chloroisobutyryl fentanyl)及びその塩類
- (3) N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド(通称名: Tetrahydrofuranyl fentanyl、THF-F)及びその塩類
- (4) N-(2-メトキシベンジル)-N-メチル-1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン(通称名: 4-MMA-NBOMe)及びその塩類
- (5) 1-(3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル)プロパン-2-アミン(通称名: 3C-P)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成30年3月1日